

平成 27 年 5 月 26 日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

ハピライズ株式会社
管理本部 次長 石田 明



平成 27 年 4 月 30 日付貴法人からの申入書に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいております、規約、概要書面の条項一部削除に関するお申入れについて、下記の通り回答させていただきます。

記

1 規約第 7 条の「除名時に入会時費用は返還しない」について

入会時の費用は、お客様が活動ステージに立つまでに必要なデータを作成、登録管理するために要する費用です。当然ながら、除名時には履行済みのサービスであり、これを返還しないことは、「損害賠償の予定」にあたりません。

したがって、同規約には、消費者契約法第 9 条は適用されないと考えております。

2 規約第 8 条の「その行為が悪質であると判断された場合」について

事業者が行う損害賠償請求においては、事業者に損害が発生したことが必須の要件です。同規約もまた、損害の発生を当然の前提としており、事業者に損害が生じない場合にまで、損害賠償請求を行うという規約ではございません。

なお、同規約の各号において禁止された行為には、他の会員の個人情報に関する不適切な取り扱いなどを含みます。そして同規約は、損害賠償請求のほか、法的手段をとることを定めております。これは、会員の行為が規約に違反し、それが悪質な場合には、事業者としても差止請求その他の法的手続をとることを定めた規約です。

したがって、同規約には、消費者契約法第 10 条は適用されないと考えております。

3 契約概要書面について

契約概要書面のうち下記の『』内の文言について、中途解約精算時に誤解を生じる可能性があります、削除致します。

契約概要書面 4. ご入会時の費用 ○初期活動費用（プロフィール作成費用）の

『こちらの発行がされた時点で、プロフィール作成費用の返金はありません。』

○初期活動費用（管理費用）の

『こちらの発行がされた時点で、管理費用の返金はありません。』

上記の通り、弊社契約概要書面、規約について、消費者契約法に違反するものではないと考えておりますが、法に照らし合わせ、弊社サービスのあり方と合わせまして、研鑽を重ねて参りたいと考えております。

弊社回答に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上